

平成30年4月10日

保護者様

保 存 用

大田区立貝塚中学校
校長 岩崎 数弘

大規模地震や暴風警報、特別警報発令時等の緊急対応について

春暖の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解、ご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、大田区では、「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」にそって、各学校が大規模地震や暴風警報、特別警報発令時における対応を定めることになっていきます。

それを受けて本校では、自然災害及び緊急時における生徒の安全確保について、下記のように対応いたします。

保護者の皆様にはどうかよろしくお願い申し上げます。

記

1 大規模地震の場合（原則として、震度5弱以上の場合）

	登校時に発生した場合	学校にいる時発生した場合	下校時に発生した場合
生徒の対応	生徒自身が身の安全を確保します。生徒は学校へ避難することを原則にします。自宅が近い場合戻ることも可とします。	教師の指示に従い、身の安全を確保します。ゆれが収まってから校庭などの避難場所へ避難します。点呼した後、集団下校とします。	生徒自身が身の安全を確保します。自宅に帰ることを原則にします。学校が近い場合は、学校に戻ることも可とします。
家庭での対応	生徒が自宅へ戻った場合は、学校へ連絡してください。	方面別の集団下校を実施します。状況によって、生徒はヘルメットを着用することがあります。	生徒が帰宅しない場合は、学校へ連絡してください。

※ 地域に甚大な被害が発生しているときは、生徒を学校に留め置きます。また、震度4以下でも被災状況によっては、上記の対応をいたします。

*** 裏面もあります ***

2 暴風警報発令時の場合（台風に限らず、気象の変化による暴風などが該当します。）

	登校時に暴風の場合	学校にいる時暴風の場合
生徒の 対 応	午前6時に大田区に「暴風警報」「特別警報」が発令されている場合は、部活動などの朝練習などに参加せず自宅待機とします。午前7時に大田区に「暴風警報」「特別警報」が発令されている場合は、学校は臨時休校（休み）となります。「暴風警報」「特別警報」が出ていない場合、ご家庭の判断で登校させてください。この場合、欠席・遅刻にはなりません。学校への連絡をお願いします。	「暴風警報」「特別警報」が発令されれば、解除されるまで学校待機とします。通常授業を原則にして生徒の安全確保に努めます。「暴風警報」「特別警報」が解除された後に、方面別の集団下校を実施します。
家庭の 対 応	生徒の安全確保をお願いします。「暴風警報」「特別警報」が解除されても、当日は臨時休校（休み）になります。	
備 考		区の教育委員会など関係機関と連絡を取り合いながら対応します。

3 その他

〔1〕 上記の場合のほか、状況により、次のような2段階を設定し、緊急に下校対応することがありますのでご確認とご協力をお願いします。

段階	状 況	下校方法	対 応
A	通常の下校時間帯で、下校途中の安全について注意が必要な場合 (家庭への緊急連絡はしません。)	通常どおり	注意を与えて下校させます。 ・複数で下校する。 ・寄り道をしない。など
B	通常の下校時間帯で、下校途中の安全確保を強化する必要がある場合	学年ごとに 集団下校	教員の指導のもとに下校させます。

〔2〕 大規模地震や暴風警報の発令が午前中にあった場合でも、施設や調理員に被害がなければ給食を提供し、その後、集団下校を行うことを原則にします。

〔3〕 学校からの連絡は「大田区学校緊急連絡システム」のメールを主に利用します。災害等に備え、全家庭の加入をお願いいたします。

〔4〕 集団下校時には、「大田区学校緊急連絡システム」でその旨メール配信をします。